

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。
平成23年5月25日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 サンミュージック守山店 守山市梅田町字八ノ坪 28 - 1 ほか 10 筆、字中ノ町 311、312 番地
- 2 提出された意見の概要
守山市からの意見
 - (1) 守山市の生活環境を保全する条例に基づく特定工場に関する届出を行うこと。
 - (2) 店舗の変更後も引き続き、守山市の生活環境を保全する条例をはじめとする環境関係法令等を遵守し、周辺地域の良好な生活環境の保持に努めること。
 - (3) 事業系一般廃棄物については、守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例(以下「条例」という。)および事業系ごみ減量化・リサイクルマニュアルを遵守し、分別および減量に努めること。
 - (4) 事業系一般廃棄物の搬出については、市許可業者と契約するか、自ら搬出すること。
 - (5) ごみ袋については、無色透明袋を使用すること。
 - (6) 条例に定める事業系一般廃棄物の保管基準を遵守すること。
 - (7) 景観計画および景観条例(平成20年6月1日施行)について協議すること(一般市街地ゾーンおよび沿道景観軸に該当するので、景観形成の方針に沿って設計すること。)
 - (8) 屋外広告物を表示および掲出する場合は許可申請すること。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1 - 1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1 - 1
滋賀県南部環境・総合事務所総務課 草津市草津三丁目14 - 75
守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5 - 22
 - (2) 縦覧期間 平成23年5月25日から平成23年6月27日まで